

様式例 13 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日:令和元年8月20日

評価者:健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市特別養護老人ホーム長沢壮寿の里
指定期間	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日
業務の概要	・常時介護を必要とし、家族等の生活環境により、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に対して介護を行う施設(対象:原則要介護3以上、要介護1・2は特例入居あり)
指定管理者	名称:社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 代表者:理事長 成田 哲夫 住所:高津区久地3-13-1 電話:044-829-1829
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課(内線:32422)

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	利用者の希望をくみ取り、柔軟に対応しようと努めている。また、入居者それぞれに合った看取り実現の取り組みも実施している。 短期入所の緊急的な受け入れも柔軟に対応するなど、地域からの要請にも迅速に対応している。地域交流の行事も多数積極的に行っている。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	事業計画等に基づく事業目的を達成し、適正に施設運営を行っている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	事故防止等は既定のマニュアルに従い、適切な対応に努めている。 危険予知訓練を実施している。安全管理に係るマニュアルを適宜更新しており、事故防止に向けて、また事故発生後の対応も徹底している。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	ケアに差が生じないように詳細なマニュアルを作成し、ケアの標準化に努めている。また必要に応じて職員全員が研修を受講するなど、意識の統一、業務の質の向上、サービス向上に取り組む姿勢も見られる。地域との交流にも積極的であり、今後もこの水準を維持し、更なる向上に向けて進めていただきたい。
	非公募更新のための条件を満たしているか(該当施設のみ)	—

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	四半期毎に施設において実施のセルフモニタリング結果を受け、その都度評価を行い、適正な施設運営水準の維持、継続に努めている。
2	制度活用による効果はあったか。	(サービスの向上等) ・特別養護老人ホームは、市内に56施設整備(平成31年4月1日現在)しており、施設の運営形態については、民設民営が48施設、公設民営(指定管理施設)が8施設となっている。 ・民設民営の施設と同様に、指定管理施設についても指定管理料は計上せず、介護保険制度における介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。 ・「地域に開かれた施設」という理念を強く持ち地域貢献に力を入れており、施設の開放も積極的に行っている。 ・職員のスキルアップ・モチベーションアップの取り組みにより、質の高いサービスの提供が行われている。 ・平成27年4月の制度改正により、入居対象が原則要介護3以上に限定(但し、要介護1・2については特例で入居可能)されたことから、自宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ってきた。今後も引き続きサービスの質の維持、向上を目指しながら、令和3年度からの指定管理者制度から民設化に向け、円滑な移行を目指し準備を進める必要がある。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	収入増加の取り組みとして各種加算の取得に努めており、今後の収入増に期待する。 特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされている。今後も引き続き、要介護の中重度の方の「住まい」として機能していくことが求められている。 施設及び設備においては、経年劣化が顕著に現れており、修繕等の対応方法の検討が必要である。

4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	市内にある指定管理者制度による特別養護老人ホーム8施設の運営形態については、指定管理者制度による運営を今期令和2年度末までとし、令和3年度から民間による運営に移行していく。
---	-------------------------	--

4. 今後の事業運営方針について

特別養護老人ホームについては、介護保険制度による介護報酬及び利用者負担により施設運営がなされており、また、平成27年4月の介護保険制度の改正により、要介護3以上の中重度の方の「住まい」としての機能が求められている。また、特別養護老人ホームは、入所施設であり、利用者の要介護状態に応じて、生活面での支援を行う施設であり、利用者と施設職員との信頼関係の維持継続が極めて重要である。

今後も引き続きサービスの質の維持、向上を目指しながら、令和3年度からの指定管理者制度から民設化さらには老朽化に伴う将来の建替に向けた取組として、円滑に準備を進める必要がある。